

## 掲示文書一覧(市長分)

令和6年5月14日

種別	番号	題名	主管課
告示	267	納税通知書の公示送達について	市民税課
告示	268	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について	環境政策室
公告	190	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 267号

令和 6年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

- 1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名  
別紙のとおり
- 2 送達すべき書類  
令和5年度（2023年度）市民税・県民税 納税通知書

令和5年度

## 納税通知書公示送達対象者一覧

No	氏名・名称	住所・所在地
1	山口昌孝	小野市中町1番地の8グランドヒルC-211

姫路市告示第 268号

令和 6年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、告示の日から3週間、姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目1番地）において縦覧に供する。

記

申請の概要

(1) 申請者

姫路市飾磨区入船町1番地

住友精化株式会社姫路工場

工場長 中村 顕治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

姫路市飾磨区入船町1番地

住友精化株式会社姫路工場

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設		新設		新設		
種類	第 33 号ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器		第 33 号ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器		第 33 号ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器		
台数	1 基		1 基		1 基		
能力	内容積 0.007 m <sup>3</sup>		内容積 0.007 m <sup>3</sup>		内容積 0.007 m <sup>3</sup>		
工事着手予定年月日	令和 6 年 7 月 1 日		令和 6 年 7 月 1 日		令和 6 年 7 月 1 日		
工事完成予定年月日	令和 7 年 3 月 31 日		令和 7 年 3 月 31 日		令和 7 年 3 月 31 日		
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	0:00~24:00 24 時間		0:00~24:00 24 時間		0:00~24:00 24 時間		
使用時において当 該特定施設から排 出される汚水等の 汚染状態の通常 の値及び最大の値並 びに当該汚水等 の通常 の量及び最大 の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m <sup>3</sup> /日)	0.01	0.01	0.46	0.46	0.12	0.12
	pH	3~4	3~4	3~4	3~4	3~4	3~4
	COD (mg/L)	450	450	450	450	450	450
	SS (mg/L)	1	1	1	1	1	1
	T-N (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	T-P (mg/L)	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

姫路市公告第 190号

令和 6年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

- 1 許可年月日及び許可番号  
令和5年9月25日  
姫路市指令土第1-50号（23）
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
姫路市今在家北二丁目75番及び76番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
加古川市平岡町新在家138番地  
株式会社GARE  
代表取締役 志水 裕喜